

山形広域環境事務組合職員の互助共済制度に
関する条例

〔昭和46年6月
共衛条例第2号〕

改正 平成4年1月共衛条例第1号 平成25年6月山広環条例第3号

(目的)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）の精神にのっとり、この組合に勤務する職員の福祉を図り、もって公務の能率向上に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例で職員とは、この組合の職員であって、山形県市町村職員共済組合の組合員であるものをいう。

(組織)

第3条 この組合は山形県内の他の市町村及び一部事務組合等と共同で一般社団法人山形県市町村職員互助会（以下「互助会」という。）を組織する。

2 職員は、互助会の会員とする。

（平25条例3・一部改正）

(事業)

第4条 互助会は、第1条に掲げる目的を達成するために必要な事業を行う。

(費用の負担)

第5条 互助会で行う事業に要する費用に充てるため、職員は掛金を負担し、この組合は負担金を支出する。

2 前項の掛金及び負担金の額は、互助会の定款その他規則の定めるところにより算定して得た額とする。

（平25条例3・一部改正）

(互助会の定款その他規則への委任)

第6条 互助会の運営その他必要な事項に関しては、互助会の定款その他規則の定めるところによる。

（平25条例3・一部改正）

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和44年2月1日から適用する。

附 則 (平成4年1月改正)

この条例は、平成4年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年6月改正)

この条例は、公布の日から施行する。